

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七九号）（経済産業省）

- 1 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二九条第九項に規定する第二種特定放射性廃棄物を定めることとした。（第三条関係）
 - 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 3 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。（附則第一条関係）
 - 4 関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）
- 対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八〇号）（財務省）
- 1 非居住者等が他の会社を通じて間接に保有するものとして定める会社の議決権の算定基準を改めることとした。（第二条第一項関係）
 - 2 上場会社等の株式を取得したもの（以下「株式取得者」といふ。）と特別の関係にあるものに、株式取得者とともに議決権その他の権利を行使することを合意している者を加えることとした。（第二条第四項関係）
 - 3 対内直接投資等に該当する金銭の貸付け等のうち、当該金銭の貸付け等の残高の合計額が一定の金額に相当する金額以下の場合及び本邦に主たる事務所を有する法人の負債の額の二〇〇分の五〇に満たない場合について、対内直接投資等から除外される旨の規定の整備を行うこととした。（第二条第七項及び第九項関係）
 - 4 対内直接投資等の届出及び報告対象から除外されるものとして、外国法人等に議決権の一〇〇分の五〇以上を保有されている上場会社等のうち、各株主の保有する発行済株式が一〇〇分の一〇未満であるものが行う行為を加えることとした。（第三条第一項関係）
 - 5 対内直接投資等の届出対象に該当するものとして、会社の子会社等が一定の事業を営んでいる場合を含むこととした。（第三条第二項関係）
 - 6 この政令は、平成一九年九月二八日から施行することとした。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第二八一号）（厚生労働省）

- 1 石綿を含有するものの、代替が困難であるため、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成一八年政令第二七号）により、当分の間、製造等の禁止の規定を適用しないこととされた物（以下「適用除外製品等」といふ。）のうち、同令の施行の際現に存する本邦にある鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用される石綿を含有するガasket等、代替が可能となった一部の製品について、適用除外製品等ではないものとした。（附則第三条関係）
- 2 1により、適用除外製品等ではないものとされた製品のうち、この政令の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用しないこととした。
- 3 この政令は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八二号）（環境省）

- 1 鉱物資源の掘採に伴い発生する廃棄物等の海底下廃棄をする海域等に関する基準は、当該鉱物資源の掘採に係る鉱業権の鉱区である海域において、鉱山保安法の鉱害の防止に関する規定に従って必要な措置を講じた上で海底下廃棄をすることとした。（第一条の四関係）
- 2 海底下廃棄をすることのできるガスの基準は、次のとおりとすることとした。（第一条の五関係）

- (一) アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。
- (二) 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九九パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために）に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九八パーセント以上）であること。
- (三) 二酸化炭素以外の廃棄物等が加えられていないこと。

この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成一九年法律第六二号）の施行の日から施行することとした。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（環境省）
- 2 物品賃貸業に係る木くず等を産業廃棄物に加えることとした。（第二条第二号関係）
- 3 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（環境省）

- 1 国際希少野生動植物種として、エドミカゼル等を追加等することとした。（別表第二関係）
 - 2 器官及び加工品の見直しを行うこととした。（別表第四関係）
 - 3 登録の要件として、アフリカゾウ等に関するものを変更等することとした。（別表第六関係）
 - 4 希少野生動植物種の配列等を変更することとした。（別表第一、別表第二、別表第四、別表第五及び別表第六関係）
 - 5 この政令は、平成一九年九月二三日から施行することとした。
- 薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八五号）（厚生労働省）
- 薬事法の一部を改正する法律（平成一八年法律第六九号）のうち、一般用医薬品の販売に必要な資質の確認に関する事項に係る規定の施行期日は、平成二〇年四月一日とすることとした。

政 令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年九月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十五号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日は、平成二十年十二月一日とする。
法務大臣 鳩山 邦夫
内閣総理大臣 安倍 晋三

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年九月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十六号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令

内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五号第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十二号ただし書、第十五号ただし書及び第十七号の規定に基づき、この政令を制定する。
（特別の利益を与えてはならない法人の関係者）

第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法」といふ。）第五号第三号の政令で定める法人の関係者は、次に掲げる者とする。